

出生届を提出された方へ

☆お誕生おめでとうございます☆

出生届に伴う手続きについて下記の該当欄を確認し、担当窓口にて手続きをお願いいたします。
なお、夜間・休日等に届出された方は、改めて、平日の業務時間内に手続きが必要となります。
お早目の手続きをお願いします。（手続き上、期日が限られているものもありますのでご注意ください）

【本館】（田富庁舎）

担当窓口	手続きの内容	持ち物
市民環境課（7・8） Tel055-274-8541	母子保健手帳の証明	・母子健康手帳
保険課（9） Tel055-274-8545	国民健康保険加入の方 保険証の交付	・国民健康保険証 ・マイナンバー（世帯主）
	出産一時金の請求 ※直接支払制度を利用しなかった場合又は、差額支給がある場合に限る	・印鑑 ・直接支払制度の利用の有無に係る合意文書 ・費用の内訳を記した明細書 ・領収書（直接支払制度を利用しなかった場合） ・振込口座が確認できるもの
子育て支援課（1） Tel055-274-8557	児童手当申請 ※生まれた翌日から15日以内 なお、休日（年末年始を含む）に15日目を迎える場合は休日が明けた最初の日に必ず手続きをしてください。	受給者の ・健康保険証 ・振込口座が確認できるもの ・印鑑 ・マイナンバー（受給者及び配偶者）
	子ども医療費受給資格登録申請 ※生まれた翌日から14日以内	・子どもの健康保険証（国保の方） 【保険証が出来ていない場合でも、申請期限内までに仮受付をしてください。】 ・振込口座が確認できるもの ・印鑑
※外国籍の方やひとり親世帯の方は別途手続きが必要な場合があります。 詳細は子育て支援課までお問合せください。		
健康増進課（3） Tel055-274-8542	予防接種・母子保健相談など	・母子健康手帳 ・出生連絡票

ご不明な点は、**平日業務時間内に各担当窓口**にお問い合わせください。



〒409-3892

中央市臼井阿原301番地1

中央市役所 市民部 市民環境課（本館7・8番カウンター）

【業務時間】 平日 午前8時30分～午後5時15分